

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録			
日時	令和3年 7月 7日 (水)	開議	午後 1時00分
		散会	午後 2時01分
場所	第2委員会室		
議題	継続審査案件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	総務・財政両部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、説明員から報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（原案）について」

○（総務）企画政策室内山主幹

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（原案）、いわゆる過疎計画の原案について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

初めに、資料1を御覧いただきたいと思います。

「1 過疎計画とは」について、都道府県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、都道府県と協議した上で、市町村議会の議決を経て定めるもので、過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目標、そのための基本的な施策を示した計画になります。

「2 法に基づく主な特別措置」に、過疎計画を策定することによるメリットを記載しております。

1点目として、国庫補助率等のかさ上げを記載しており、統合に伴う小学校・中学校の校舎、屋内運動場の新築または増築、保育所や幼保連携型認定こども園の設備の新設や整備、消防施設の整備に関して、国庫補助率のかさ上げの適用がございます。

2点目として、過疎対策事業債の活用を記載しております。充当率100%で、その元利償還金の70%について、普通交付税措置が見込まれます。対象はハード事業分、ソフト事業分に分かれますが、まず施設整備が主となるハード事業分について、対象事業を記載しております。本市では、これまで港湾に関する事業、学校施設の耐震補強や改修、医療機器の整備、下水道事業などへの財源として活用しております。また、ソフト事業については、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業が対象となっております。本市では、ふれあいパス事業、街路防犯灯のLED化、また、街路灯維持費補助金などの財源として活用してきました。

3点目の地方税の課税免除に係る減収補填措置については、過疎計画の中で産業振興促進事項で定める業種の事業用資産について、市条例に基づいた固定資産税の課税免除に対して、要件に合致する場合に、減収補填措置が適用されることとなります。

「3 過疎計画策定の考え方」ですが、旧過疎計画の策定の考え方を踏まえるとともに、国が示す作成例を参考に小樽市総合計画や公共施設等総合管理計画との整合を図りながら整理しております。総合計画は本市の最上位計画で、現在、将来都市像の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでおりますけれども、この取組を推進していくことは、過疎計画の目的である過疎地域の持続的発展にも寄与することとなります。

また、過疎計画の策定により、施設整備等の財源として過疎対策事業債の借入れが可能となりますけれども、新法の制定に伴い、公共施設等総合管理計画との整合性を確保することが特に求められていることにも配慮いたしまして、原案の策定作業を進めてきております。

次に、「4 掲載事業の考え方」ですが、道が定める北海道過疎地域持続的発展方針に適合している事業であることに配慮することとしております。この点をベースとしまして、令和3年度予算に計上済みの事業、又は、本市が公表済みの計画で過疎計画期間内に実施する予定の事業について、ハード事業、ソフト事業の掲載の考え方と整理しております。策定以降、新たに実施する事業が発生した場合には、各年度の予算議論を経て、計画変更により、掲載していくこととしております。

ハード事業は、過疎債のハード事業分の対象となる施設整備等に該当する事業を掲載することとしておりまして、通常の維持管理ですとか、補修等の事業は除外しております。

ソフト事業は、総合計画の施策との関連性を考慮するとともに、持続的発展に資する主な事業を掲載しており、原則として経常的な管理経費につきましては、除外しております。

「5 今後のスケジュール」についてですが、本日の委員会での御意見を踏まえた内容で、計画の原案を北海道に提出しまして、事前確認作業を進めていくこととなります。

また、予定といたしまして、7月12日から8月10日の30日間、パブリックコメントを実施し、その意見を反映させた原案を、法で規定されている北海道との本協議を経て、必要に応じて修正などを行った後、8月下旬に計画案を取りまとめ、9月の第3回定例会の議案として提案したいと考えております。議案提出後は、議会議論を経て議決をいただきまして、最終的に計画を策定するということとなります。北海道や国では、議決後、速やかに過疎債の同意等を行えるよう、スケジュールを組んでいるということで聞いております。

次に、資料2の小樽市過疎地域持続的発展市町村計画（原案）の概要についてでございますけれども、こちらの資料はお手元の冊子の内容について、コンパクトにまとめた資料となっております。

過疎計画の全体の構成といたしまして、1枚目の「I 基本的な事項」という部分と、2枚目の「II 持続的発展計画の推進」とした項目ごとの施策を記載した計画部門に大きく分けることができます。過疎計画の様式や記載項目などについては、総務省から作成例として、債務の取扱いなどを示されておりますので、こちらに基づきまして、本市の過疎計画も取りまとめたところでございます。

それでは、資料2の1ページ目になるのですが、こちらを御覧いただければと思います。

初めに、「I 基本的な事項」ということで、「1 小樽市の概況」「2 人口及び産業の推移と動向」「3 行財政の状況」など、市の関連するデータや考察などについてまとめた部分となります。「4 地域の持続的発展の基本方針」は、基本的な考え方と過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開に分けて記載しております。

基本的な考え方につきましては、まず総合計画では、「将来都市像」を目指した取組である人口減少・少子高齢化への対応ですとか、まちづくり6つのテーマなどを推進することとしております。

また、4月に策定されました過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法では、過疎地域の持続的発展のために実施すべき事項として12の項目が定められておりまして、総合計画を推進するための取組と過疎法の12の項目を結びつけまして、各分野の施策を総合的かつ計画的に展開し、地域の持続的発展を進めていこうとするものでございます。

また、ソフト事業の展開につきましては、効率的で安定した市民サービスを提供するために、ソフト事業を効果的に展開することですとか、近隣市町村との連携による行政課題の解決に向けた取組を推進することとしております。

「5 地域の持続的発展のための基本目標」につきましては、新法の制定に伴いまして、過疎計画に新たに掲載する必要がある項目として位置づけられております。この部分は人口に関する目標を記載しておりますけれども、本市における人口対策との整合性を図ることとしまして、総合戦略の目標と同様の内容ということで設定させていただいております。また、計画部分の各施策にも計画の進捗状況を把握するための指標を設定しております。

「6 計画の達成状況の評価に関する事項」も新設された項目となっております。本計画は設定した指標などを参考に計画の推進状況を毎年度確認しまして、その結果をホームページで公表することとしております。

「7 計画期間」についてですが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。現行の過疎法は10年間の時限立法となっております。前期・後期で分けて計画を策定する予定としております。

「8 公共施設等総合管理計画との整合」についても新規で定められた項目で、総合管理計画の考え方を踏まえ、

過疎計画に基づいて実施する公共施設の整備につきましては、総合管理計画と全て整合しているといった内容を記載しております。赤囲みの内容につきましては、本市の公共施設等の整備に係る基本方針ということで記載しております。

資料2の2ページ目の計画部門につきましては、今回策定する過疎計画の項目は、「1 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成」から「12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」まで、国が定める12の項目に合わせて記載しております。この項目ごとに現況と問題点、その対応、指標、計画、さらに公共施設等総合管理計画との整合をセットで構成しております。総合計画における現況の課題、施策の内容などの関連項目ですとか、公共施設等総合管理計画の記載内容に基づきまして、でき得る限り整合性を確保する観点で取りまとめております。

新法の制定によりまして、新規項目といたしましては、「3 地域における情報化」と「11 再生可能エネルギーの利用の推進」の2項目がございまして、これらは北海道の持続的発展方針の方向性、取組との整合を図りながら、本市の現況や対策を記載しているところでございます。

その他、3と11以外の項目につきましても、項目を構成する施策について、新規に設けられたものですとか、一部項目間の移動もございます。

最後に、冊子となっている掲載本文や掲載事業について、具体的な項目で説明させていただきたいと思っております。

冊子の23ページの「3 産業の振興」を御覧いただければと思います。計画部門のつくりといたしまして、(1) 現況と問題点というところに、各施策として、「ア 農林業」から、少しページが進みますけれども29ページの「キ 情報通信産業」まで記載しております。

次に、(2) その対策といたしまして、30ページにアからキの順に小施策を書き込み、次の31ページに関連する指標を記載しているところでございます。

ページをまためくっていただきまして、32ページから34ページには(3) 計画。こちらは実施する事業の計画ということになりますけれども、こちらには産業の振興に関する取組を、国の作成例に従って掲載しているところでございます。

ページをまた開いていただきまして、35ページには、こちらは産業の項目だけですけれども、(4) 産業振興促進事項を、次に(5) 公共施設等総合管理計画との整合の部分は、産業の振興に関連する施設の取扱いについて記載しております。

一般的な計画の掲載項目を説明させていただきましたが、項目によって不要な部分は削除しているもの、項目をまとめて記載しているもの、今後、計画変更により書き込む部分などもございます。

○委員長

これより、質問に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○高木委員

説明ありがとうございます。この計画作成に当たり、大変御苦労されたのではないのかと思っております。お疲れさまでした。

私からは3点だけお聞きしたいと思います。

◎旧過疎計画との違いについて

まずは、平成28年度から令和2年度までの計画があったと思われます。前回との違いをお聞かせください。

○（総務）企画政策室内山主幹

旧過疎計画との違いということですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定によりまして、旧法から変更になっている部分を計画に反映させているというのが今回の計画となります。幾つか例を挙げさせていただきますと、市町村が策定する過疎計画の実効性を高める観点から、各項目に目標を設定している点、こちらが1点目として挙げられます。

また、2点目といたしましては、計画の達成状況の確認の公表について求められておりますので、各項目に設定した指標の推移を確認しまして、結果を公表することを記載しております。

3点目といたしましては、過疎市町村が予定しているハード整備について、公共施設等総合管理計画との適合が図られていることを明示することが求められておりますので、その辺の内容を書き込んでおります。

また、先ほどの計画の項目でもございましたが、昨今の時代背景から、地域における情報化ですとか、再生可能エネルギーの利用の促進といった新たな項目を追加しております。

また、地方税の課税免除に対する減収補填措置に対応するため、過疎地域の特性に応じた商工業などの振興の促進に関する事項として、産業振興促進事項というものを追加しているような状況でございます。

○高木委員

◎計画の構成について

答弁の中で、背景からというような構成がありましたけれども、この計画に当たる計画の構成についてお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎地域といたしましては、令和3年度から新しく法律が出来上がっておりますけれども、旧法、現在の法律とも、小樽市が過疎地域として指定された状況につきましては変わりございませんので、過疎計画につきましては、旧計画をベースに作成しているところでございます。

内容につきましては、第7次小樽市総合計画と過疎計画の項目を結びつけて推進していくというようなことでつくっているところでございます。

○高木委員

◎施策の進め方について

最後に1点お聞きいたします。この計画に基づいて各部署が施策を進めていくということで、理解してよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

前の質問でも少し説明させていただきましたが、総合計画と過疎計画を結びつけて推進していくという部分で、総合計画と過疎計画の推進を一体的に進めていくということとなりますので、各部局につきましても、これまでどおり総合計画に基づく施策を推進していくことで過疎地域の持続的発展にもつながるというような形になっておりますので、この施策に基づいて各部とも推進していくこととなります。

○委員長

自民党の質問を終結いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎旧過疎計画における過疎対策事業債の充当事業について

最初に、旧過疎計画における過疎対策事業債の充当事業について伺います。

旧計画で過疎債を充当した主な事業にどのようなものがあったのかを示していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

平成28年度から令和2年度までの旧計画の間に過疎債を充当した主な事業につきましては、まずは、ハード事業としては港湾に関する事業、学校施設の耐震補強や改修事業、病院における医療機器の整備事業、そのほかに下水道事業などとなっております。

また、ソフト事業につきましては、ふれあいパス事業や街路防犯灯LED化事業などとなっております。

○松田委員

今、過疎債を充当した主な事業について聞きましたけれども、逆に計画には掲載していたものの実施できなかった主な事業についてどのようなものがあるのか、それについてもお示ししていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室内山主幹

旧計画の掲載事業につきまして、実施できなかった事業ということでの御質問だったかと思いますが、農産物ブランド化推進事業、また、国際旅客船ターミナルビル整備事業などについては、行っていないというような状況となっております。

○松田委員

それはどういった理由によるものでしょうか。

○（総務）企画政策室長

実施できなかった理由ですけれども、まず国際旅客ターミナルビル整備事業は、令和2年度に予定はしてございましたが、国の岸壁の改良工事が遅れた関係で実施できなかったものであります。

農産物ブランド化推進事業につきましては、詳細は押さえておりませんが、ブランド化の事業の代わりに農産物のPR事業の補助事業を設けた関係で実際されなかったというふうに思っております。

○松田委員

◎旧計画と今回の計画との主な変更点について

それでは、旧計画と今回の計画との主な変更点について伺いたいと思います。

旧計画と比較し、事業の掲載方法が違うように感じますが、資料における事業の掲載方法について説明願います。

○（総務）企画政策室内山主幹

事業掲載の方法の変更点についての御説明ですけれども、旧計画につきましては、第6次小樽市総合計画の実施計画に掲載している事業を掲載しておりまして、それ以外に追加が発生した事業につきましては、計画変更により追加している状況でございました。新計画につきましては、現在の総合計画に実施計画がございませんので、令和3年度の当初予算に掲載している事業ですとか、市が既に策定し、公表している計画で、過疎計画の期間内に実施を予定している事業について掲載している状況でございます。

○松田委員

それでは、旧計画に掲載していて、今回の計画にのせていない主な事業にはどのようなものがあるのか、その点についてもお示ししていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室内山主幹

旧計画に掲載していて、今回の計画でのせていない事業ということでの御質問ですが、例えば防災情報通信設備整備事業ですとか、バスロケーションシステム導入事業など、前回の計画期間で終了しているような事業については掲載していないというような状況でございます。

○松田委員

最後ですけれども、旧計画と今回の計画の大きな変更点をお示ししていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室内山主幹

計画の全体のお話といたしまして、旧計画と今回の計画の大きな変更点ということですが、先ほどの答弁とも少し重なる部分がございますが、今回の計画には、法律で、各項目に目標値を設定しなさいというようなことが出ている点。あと、その目標値として設定した指標について、毎年度、推移を確認して、結果を公表するという点、公共施設等総合管理計画との整合性を図る点、明示する点などという部分についてが大きな項目と言えるかと思います。

○松田委員

どちらにしても計画というのは、ただ単に目標を決めるのではなく、やはりそれをいかに進んでいるのかと、そういう推移をしっかりと見ていかなければならないと感じますので、よろしくお願いします。

先ほどの説明によれば、今回提示された計画については、北海道に提示し、事前確認をしてもらい、また、パブリックコメントを実施し、調整後、計画を決定して、第3回定例会の議案として提案されるようですので、またしっかり議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質問を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎公共施設等総合管理計画との関係で対象となるものについて

旧法と新法の違い等については今お聞きしましたので省略をしまして、公共施設等総合管理計画との絡みでお聞きするのですが、支援措置を得られる事業について、公共施設の新築などは対象なのかもしれませんが、修繕、改修に要する経費について、この特別措置の対象とすることはできるのでしょうか。

○（財政）財政課長

この過疎対策事業債につきましては、起債になりますので、過疎地域の持続的発展に寄与する事業ということで活用されていきますが、過疎債のハード事業につきましては、施設の建設や改修などの建設事業になるものについては、おおむね対象になるものと考えております。

ただし、修繕ということであれば、その施工内容によっては、施設の維持補修という形になりますので、施設の維持補修ということであれば、そもそも起債自体が当たらないような形になると考えております。

○佐々木委員

維持補修はならないということですね。

◎第7次小樽市総合計画策定後から新たに付け加えたもの等について

それで次の質問ですが、内容的にこの計画はそういう性質のものですから、第7次小樽市総合計画の内容を過疎計画用に組み直すというか、引き写したものになるのはしようがないと思いますけれども、とはいえ今お聞きすると、国から新しいこのような内容を加えるようにとか、それから、総合計画策定後の策定したものから、さらに新しい情報などいろいろなことが加わってもいるわけですからそれに基づいて、それから、小樽市が総意をもってそこに付け加えた部分などもあるのではないかと思いますので、そういうものがありましたら説明をお願いします。

○（総務）企画政策室内山主幹

今回の過疎計画の策定に当たりましては、先ほども少し説明させていただきましたが、国が定めました過疎計画のひな形となる作成例を参考に、総合計画の内容を組み替えながら作業を行っております。作成例においては、新

法において、新たに義務化されました目標の設定ですとか、目標の達成状況の公表など、この辺についても計画に含めているということにつきましては、これまでも説明してきました。

今、委員から御指摘ありましたとおり、その内容自体は総合計画を引用する部分が多くなっているのですが、総合計画自体が令和元年度に策定したものととなりますので、時間が経過しているような状況となっております。

総合計画における計画期間中の目指すべき方向性については変更は生じていないものの、最近の状況を反映するために、記載内容の一部修正ですとか、このたびの新型コロナウイルス感染症に関する記載を含めるなど、必要に応じて更新を行いながら、策定を進めてきたところでございます。

○佐々木委員

そういう部分も大変大事なことになると思いますので、生かした上で、この後も策定を続けていただきたいのですが、(6)計画の達成状況の評価に関する事項で「各項目に設定した指標」とあります。この指標について少し伺いますが、この指標は総合計画の中の指標を使っているのでしょうか。

○(総務)企画政策室内山主幹

現在各項目に設定している指標につきましては、総合計画において用いている指標から引用しているような状況でございます。

○佐々木委員

そこに目標値も出ております。その目標値は総合計画の令和10年度の数字が載っていますけれども、ここの中に載っているのは、7年度用に単純に再計算したものであるということで押さえていいのでしょうか。

○(総務)企画政策室内山主幹

過疎計画における目標値の設定時期につきましては、計画終了時点の令和7年度としております。

目標値の設定内容にもよりますが、具体的には、基準値を維持しようとするような指標につきましては、計画終了時点で現状維持、また基準値を上げていく指標、もしくは、基準値を下げていくような指標につきましては、総合計画における10年度の目標値を割り返した数字で目標値として設定しているところでは。

○佐々木委員

指標についてもう少しお聞きします。

総合計画には同項目の中に幾つかの指標が示されています。その中から、この過疎計画の中に選んだ基準というものはあるのでしょうか。指標の選択基準についてお聞かせいただきたいのですが、評価をするのであれば、もう少し適切な基準というか、評価があると思うのです。例えば、学校教育の指標は、学校の耐震化率だけがここで選ばれている指標なのです。具体的にこの計画の学校に関する部分、学校教育に関する部分を見ると、小学校及び中学校の義務教育活動経費や特別支援教育業務経費、教育用パソコン整備事業費、スクールバス運行経費など多くが載っていますから、これらに合わせた指標として、例えば市民アンケート指標として、総合計画の中には、「子どもたちに学力・体力・豊かな心が育まれていると感じている市民の割合」というものもあります。けれども、この計画では、学校の耐震化率のみですから、もう少しありようはあるのではないかと、選択した基準について伺わせていただきます。

○(総務)企画政策室内山主幹

指標の選定基準でございますけれども、指標につきましては、旧計画には特に指標については設定されていなかったものですが、今回の新しい計画におきまして、計画を推進・管理するという観点から指標を設定すると。あと、指標につきましては、一定程度の期間を見て、指標の推移、または推進状況を公表するというようなことが、今回の法律で定められているような状況となっておりますけれども、今回の過疎計画の指標の基準につきましては、各項目に書かれている現況と問題点、その対策との関係性が強い項目ですとか、結局、事業として指標を図るために

は、実施する事業との関連性という部分も出てきますので、事業と関連深い指標ということで、このたび用いらせていただいているような状況でございます。

○佐々木委員

分かったような、分からないようなところがありますけれども、的確な指標を選んでこそ、的確な評価ができるわけですので、その辺のところをもう少し詰めていただければと思います。

もう少し指標について言わせていただきます。例えば「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に「イ 市民参加と協働によるまちづくりの推進」という項目がありますけれども、これに対応する指標はこの中にありません。同じく「3 地域における情報化」「11 再生可能エネルギーの利用の推進」、これは新しいからだと思うのですが、これについても指標はありません。3と11は総合計画にないからかもしれないのですが、こういうものについては、新しく指標を設定したりというようなことは考えておられますか。

○（総務）企画政策室内山主幹

現在、指標が設定されていない項目につきましては、今後、過疎地域の持続的発展に資する事業が確定次第、計画で事業をのせる欄がございますけれども、そちらと併せて設定していきたいと考えているところでございます。

また、今後実施するパブリックコメントなどの意見なども反映して、計画原案の内容を調整していきたいと考えております。

○佐々木委員

計画設定の目的が、やはり過疎地域の持続的発展にあると。決して特別措置を受けるためだけにあるというわけではないでしょうから、先ほどもお聞きしましたが、本市も、市の総意や本気度などをこれ以上発揮していただいて、この計画をつくっただけではなく実施して、持続的に発展させていただけるように改めてお願いしたいと思っております。

○委員長

立憲・市民連合の質問を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎旧法と新法との違いについて

まず、旧法と新法との違いの部分であります。

先ほど説明されたとおり、地域の持続的発展のための基本目標、計画の達成状況の評価に関する事項、公共施設等総合管理計画との整合、こうしたものが出されているわけでありまして。そうしたところで、新たに加えられた部分でいきますと、持続的発展計画の推進の中では、「3 地域における情報化」「11 再生可能エネルギーの利用の推進」というものが出されているわけでありまして。

そこでお伺いしたいのは、実際に計画を拝見いたしますと、そういった指標の部分などが実際に示されております。それ以外についてもそのとおりであります。そこで、こうした地域における情報化でありますとか、再生可能エネルギーの利用の推進というところを拝見させていただきますと、具体的な事業などについては示されていないわけでありまして。

実際にこうしたものが現況と問題点の中では示されている一方で、計画には示されていないということで、実際にこうした事業をやることがあり得るのかどうかについて確認をしたいと思っております。

○（総務）企画政策室内山主幹

今、委員からお話がありました地域の情報化の部分ですとか、再生可能エネルギーに関する部分につきましては、

確かに現況と問題点と、その対策ということで、今、市が置かれている状況ですとかをどのようにすれば推進していけるというか、現状をよりよい形にしていけるかという部分の施策について記載させていただいているところです。今後、これらに関する事業が実際に見えてきて事業化することになると、当然予算議論という話にもなりますし、その予算議論の中で、当然、特別な財政措置みたいなものを活用するということになれば、この計画にのせていく必要がございますので、当然その事業が確定するというのであれば、予算議論を経て、こちらの計画に掲載していくというような流れになってくるかと思います。

○酒井委員

そういうことになると思います。今後どのようになっていくのかについて、しっかり見ていきたいと思います。

◎過疎対策事業債の活用について

ここで、今回の過疎計画の策定についてでありますけれども、法に基づく主な特別措置というところで、三つ出されております。国庫補助率等のかさ上げ、過疎対策事業債の充当、地方税の課税免除に係る減収補填ということでもありますけれども、中でも大きな部分というのが、この過疎対策事業債の充当であります。

そこでお伺いしたいのは、こうした過疎対策事業債の活用について、ここ何年かで結構であります。トータルでどれだけのものがあつたのかどうか。

それから、ハード事業、ソフト事業に分けて、それぞれ幾らあつたのか。枠に対してどれだけ活用したかというイメージですけれども、アバウトで結構ですので、お示し願えますでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債の活用の部分につきまして、直近の3年でお答えさせていただきたいと思います。

全会計の決算ベースという形になりますけれども、平成30年度で14億1,636万円、これが過疎債の総額になります。うち、ハード事業分につきましては12億46万円、ソフト事業分につきましては2億1,590万円となっております。

続きまして、令和元年度、こちらも同じく決算ベースですけれども、合計で20億6,264万円。うち、ハード事業分につきましては18億4,944万円、ソフト事業分につきましては2億1,320万円となっております。

そして、2年度につきましては、あくまでも決算見込みの数字ということで御報告をさせていただきます。決算見込み上では、全会計の総額で22億5,252万9,000円。うち、ハード事業分につきましては20億3,732万9,000円、ソフト事業分につきましては2億1,520万円となっております。

○酒井委員

結構な金額だと思うのです。

そこでお伺いしたいのが、今回、旧法に変わって新法に基づく形になるわけでありまして、金額が例えばもっと使えるようになるのだとか、もしくは、それよりも使えない見込みになってくるのだろうかなどという、金額の変更についてはある話なのでしょうか。

○（財政）財政課長

地方債計画における過疎債の予算額につきましては、ここ数年は微増な形で推移しております。そのような中で、今回、新法におきまして、地域における情報化や再生可能エネルギーの利用の推進などの適用項目が増えてきておりますので、それに応じて、私たち小樽市と同じ過疎団体でもそういうものの要望を出してきて、要望額自体が国全体として増える可能性というのは、当然あるかと思っております。そうなってくると、私たちが要望している金額のところも全額措置されるか、その部分については少し何とも言えない部分はございますが、過疎債の関係につきましては、本市が事業を進めていく上でも必要な起債でありますことから、今後とも北海道市長会などを通じて、国の過疎債の総額確保の部分については、要求していきたいと考えております。

また、借入額の部分につきましては、これはあくまでも起債ですから、その年度の財政需要によって、当然、増

減が生じるものというふうに考えております。

○酒井委員

それでは、計画にのっているもの、のっていないものというも先ほどありました。新しい事業のものがありますし、そうではないものもある。そこで、仮に過疎債を活用する形になった場合、こうした計画にのる必要があることから、以前に聞いたことがあるかと思うのですけれども、その際には、そうした事業が行われることになったときに、計画について見直すということで、できるのだという話がありました。どのような流れでそうした、計画にのっていないけれども、のせるようになるというような形になるのか、その流れについて説明していただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎計画にのっていない事業について、新規事業として計画にのせる状況のお話かと思えます。まず、新規事業といたしましては、まず予算議論を経まして、実際に事業として確定することになりますと、財源として過疎債を使いたいということになるのであれば、当然、計画にのせる必要がございます。

さらに計画へのせるという形になりますと、まだ国から具体的な事例など出てきていないのですけれども、計画の内容を、どこまで変更に係るということであれば、議会の議決を経る場合、経ないで軽微な変更で変更できる場合というような基準が今後示されるかと思えますので、新たに事業を掲載することになる場合には、軽微な変更か議会の議決かによって異なるかと思えますが、過疎計画の変更の手続というものを取って掲載していく形になるかと思えます。

○酒井委員

なぜこういう質問をしたかといいますと、やはりのっていない中身というのはたくさんあるわけなのです。その中で、この過疎債を使って活用してという形になってくると、軽微な変更な場合には、すぐにできるという話なのですけれども、そうではなくて、議会の議決まで必要という形になると相当大変になってくる。もしかしたら、それに対してのパブリックコメントなどというのもあり得ない話ではないのです。そうなったら少し困る話なので、あくまでも今の国の流れというもので、示されているとおりでと思います。

確認をしておきたいのは、今回の過疎計画の策定について、今回原案が出されていますけれども、5年間かっちりとしたものではなくて、見直すことも当然あり得るといふ現時点での計画なのかということについて確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎計画の今後のお話などによるかと思えますけれども、実際に今つくろうとしている過疎計画自体が、事業ベースで今お話しさせていただくと、今掲載している事業は、令和3年度の当初予算事業であるとか、今、既に市で公表している長期的な計画において、過疎計画期間内に事業を実施するということが明らかになっているものについてはのせております。

来年度以降、実際に新たな事業が発生することが当然出てきますので、その都度、計画については見直しを行って、ローリングをして計画の進捗管理をしていきたいと考えているところでございます。

○酒井委員

それでは、過疎債についての考え方についてお伺いをしたいと思います。

過疎債は非常に有利だと言われているわけであります。ここにも示されているとおり、充当率100%、元利償還金は70%を交付税措置ということでありますけれども、これぐらい有利な起債というものは、ほかに存在しているのかどうか、御説明願えますでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債以外につきましては、過疎債と同じく充当率100%で交付税措置率が70%になります緊急防災・減災事業債などがございます。

○酒井委員

ただ、緊急防災・減災事業債といっても目的が限られてしまいます。この過疎債クラスの比較的自由に使えるものはないと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債につきましては、地域の持続的発展に寄与する事業として、例えば産業振興施設、交通・通信施設、厚生施設、そのほかにも教育文化施設などが該当してきますので、その適用範囲が非常に広く、委員のおっしゃるとおりかと考えております。

○酒井委員

先ほど数字を示していただきました22億円、20億円、14億円、年度によって差はありますが、かなりの部分がこの過疎債で補われているのだと思います。一方で、こうした有利だと言いながらもお金を借りる形になるわけだから、利用については慎重であるべきだという考え方もあると思います。

ただ、そうはいっても、限られた様々な財源の中でこれほど有利なものがあるわけですから、やはり市として必要な事業をしっかりと厳選した上で、最大限活用していくことが私は必要なのではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方を最後に伺って質問を終わります。

○（財政）財政課長

確かに委員のおっしゃるとおり、過疎債であっても、やはりこれは借金ですので、何だかんだ言って市の実負担というのは、将来的に生じてくる形になります。そのような中で、やはり今いろいろな事業を進めていく中で、過疎債というのは有利な起債になっておりますので、これを使っていくに当たっても、事業については毎年度、厳選して進めていく必要があるというふうに私たちは考えております。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

予定していた質問がほぼ出てしまいましたけれども、その上で、二点質問したいと思います。

◎新しい過疎計画によるメリット等について

まず、旧と新の過疎計画、過去にはこれまで2回経験して、今度新しく計画を立てるということですが、全体としては、少し聞き方が漠然としているのですが、新しい計画によるメリットはどのようなもの、どういうふうに考えていますか。

それから、現時点で紹介してもらえるかどうかはあれですけれども、例えばハード事業、ソフト事業の中で具体的な主な事業を紹介していただけそうなものがありましたら、何点かお示しいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎計画を策定することのメリットという御質問だったかと思っておりますけれども、少し重複するような形になりますが、国庫補助率等のかさ上げ、過疎対策事業債の充当、あと、地方税といっても固定資産税に関する部分ですが、そちらを市の条例に基づきまして課税免除した場合に、法律の要件に合致する場合には、減収補填が受けられるというようなメリットがございます。

こちらのメリットはいろいろあるかと思いますが、主に使われているのは、過疎債の充当という部分であると考えております。

○（財政）財政課長

続きまして、現時点で予定している事業について、私から御説明させていただきます。

現時点でいけば、直近で令和3年度ということになりますが、令和3年度の過疎債の申請作業をこれからしていくような形になります。現時点で申請を予定している主な事業につきましては、港湾関係の事業、ロードヒーティング更新事業、橋梁長寿命化事業、あと、学校の校舎等耐震補強事業、これらはハード事業になります。そのほかにソフト事業といたしましては、ふれあいパス事業を考えております。

○中村（岩雄）委員

先ほども新型コロナウイルス感染症のお話が出ていましたけれども、感染症に関わるということのはこれから、医療の分野でも非常に大事になってくるかと思うのですが、その関連では何かないのですか。

○（財政）財政課長

過疎計画の部分については、地域の持続的発展に資する事業という形で整理をしております。本日、企画政策室主幹からも説明がありましたけれども、現時点では、現在計画にのっているものとか、もしくは令和3年度に予算化したものというのを事業としてつけております。

実際に新型コロナウイルス感染症関係の支援ということであれば、基本的には国からの補助金とか、そういうものを財源として活用していくことをまず第一に考えていきます。今のお話でいったら、過疎債のハード事業というよりも、過疎債のソフト事業のお話かと思うのですが、過疎債のソフト事業というのは、毎年度大体2億1,000万円や2億2,000万円の範囲の中、やはりふれあいパス事業の部分で、大体1億五、六千万円使用してしまうような形にもなっていることから、ほかにもいろいろなソフト事業を入れておりますので、なかなか過疎債のソフト事業で新型コロナウイルス感染症関係の支援というのは、現状では少し難しいのではないかと考えております。

○委員長

中村岩雄委員の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。